福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例(令和4年福岡県条例第30号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(相談員)

- 第2条 議長は、福岡県の区域に所在する事務所において業務を行う者のうちから、 条例第5条第1項に基づき相談員に委嘱する。
- 2 委嘱期間は3年とする。
- 3 相談員は再委嘱されることができる。

(除斥)

- 第3条 議長が申立人又は被申立人である事案(議長を補助する者に関するものを含む。)については、条例第6条第1項から第3項まで及び第5項、条例第8条第2項 並びに条例第9条中「議長」とあるのは、「副議長」と読み替えて適用するものとする。
- 2 前項の事案において、当該議長は、条例第9条第1項の規定により当該事案に関する被害防止措置が協議事項とされる代表者会議に出席することができない。
- 3 前項の代表者会議は、副議長が招集し、その会議を主宰する。
- 4 副議長又は5名以上の所属議員を有する会派の代表者(以下単に「代表者」という。)が申立人又は被申立人である事案(これらの者を補助する者に関するものを含む。)の被害防止措置が条例第9条第1項の規定により協議事項とされる代表者会議には、それぞれ当該副議長又は当該代表者は出席することができない。
- 5 前項の規定により代表者会議に代表者が出席できない会派は、他の代表者会議の 構成員全員が同意する場合に限り、代理者を出席させることができる。ただし、当該 代理者は、他の代表者会議の構成員全員の同意を得なければ発言ができない。

(相談業務を妨げる行為)

- 第4条 条例第8条第3項に規定する相談員の業務の公正な遂行を妨げる行為を例示すると、次のとおりである。
 - (1) 条例第5条第3項に規定する相談の取下げ又は条例第6条第1項に規定する調査の中止を求め、若しくは促す行為
 - (2) 条例第6条第1項の規定による調査に協力しないよう求め、若しくは促し、又は自己に有利な証言を強要する行為
 - (3) 条例第5条第3項の規定による相談事案に関し、相談員を介さず、自ら事実の確認をし、若しくは証言を求め、又は条例第5条第2項の指定職員に情報を求める 行為
 - (4) 相談事案に関し、相手方の政治活動の環境を害する事態の発生若しくはそのおそれを告げ、又は危惧させる等の不利益を示唆する行為
 - (5) 条例及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充 実等に関する法律(昭和 41 年法律第 132 号)、雇用分野における男女の均等な機 会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)等の趣旨を踏まえ、 個別の相談事案の処理の過程において相談員が中止又は禁止を求める行為

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。